

地域県土警察常任委員会資料

(令和7年10月6日)

[件名]

- 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案に係る意見募集結果について
(危機管理政策課) … 2
- 「とっとり防災フェスタ2025」の開催結果について
(危機対策・情報課) … 4
- 関西広域連合と（一社）日本UAS産業振興協議会との災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定締結について
(危機対策・情報課) … 5
- 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案に係る意見募集結果について
(原子力安全対策課) … 6
- 人形峠環境技術センターの加工事業に係る廃止措置計画の変更申請について
(原子力安全対策課) … 7

危機管理部

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案に係る意見募集結果について

令和7年10月6日
危機管理政策課

鳥取県では、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的・計画的に推進し、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に適切に対処するため、災害対策基本法に基づき「鳥取県地域防災計画」を作成しています。

このたび、近年の災害で得られた教訓、その他新たな知見等を地域防災計画へ反映させることにより、防災対策の更なる充実強化を図るため、鳥取県地域防災計画の修正案を作成し、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントで寄せられた意見及び意見に対する県の考え方は次のとおりです。

1 パブリックコメントの概要

- 意見募集期間 9月17日（水）から10月1日（水）まで
- 実施方法 県ホームページ、県庁県民室や各総合事務所、市町村役場窓口等にて意見募集
- 意見総数（応募者数） 5件（3名）

2 主な意見等の内容と意見に対する県の考え方

No.	意見等の内容（要旨）	意見に対する県の考え方
1	【地区防災計画について】 鳥取県地域防災計画では、地区防災計画の記載がありますが、令和7年度防災白書によると、鳥取県は「地域防災計画に定められた地区防災計画数」が5地区、「地区防災計画の作成に向けて活動中の地区数」も7地区しかなく、この数字から読み取ると、鳥取県内の地区防災計画の作成率は、秋田県、佐賀県と並び全国ワースト3となりますが、作成意識が進む取組が必要ではありませんか。	地区防災計画は、地区居住者等が自発的に当該地区における防災活動に関する計画を作成し、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に定めることを提案できるもので、必ずしも作成が義務付けられたものではありませんが、地域の防災力向上にもつながる重要なものでもありますので、地域における支え愛マップづくりや公民館での防災教育の推進等と併せ、地区防災計画作成の意義についてもお知らせするなど、引き続き市町村等と連携して、県民の防災意識の高揚や防災知識の向上を図ります。
2	【地区防災計画について】 鳥大防災ラボにより、避難所 HUG の改訂版を出すとのことですが、避難所 HUG は「追加カード」を差し込むことで、アレンジができる図上訓練で、実際に静岡県でも、追加カードが使われています。鳥大防災ラボには、避難所 HUG より、地区防災計画の作成支援にまわって頂く方が、学生が卒業後にも役立つと思います。	鳥取大学の学生等で構成する鳥大防災ラボでは、県と連携して鳥取県版避難所運営ゲーム（HUG）を開発し、この HUG 等を活用して地域や小学校などへの防災研修を実施され、防災知識の普及啓発活動に取り組まれています。いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
3	【フェーン現象の補足説明】 フェーン現象の補足説明について、「本県においては、中国山地を越えてくる南寄りの風により発生することがある。」と記述があります。この記述では南寄りの風以外ではフェーン現象が発生しないと受け取られます。北寄りの風でもフェーン現象は発生します。記述の削除か変更をお願いします。	本県におけるフェーン現象は、基本的に中国山地を越えてくる南寄りの風で発生するものであり、このような記載としています。 なお、鳥取地方気象台にも確認しています。

No.	意見等の内容（要旨）	意見に対する県の考え方
4	【ペット受入の対応方針】 室内飼育が推奨されている昨今、ペットは原則として居住スペースに入れないことが強調されると避難行動の妨げになる可能性が出てくるため、「居住スペースには入れず」という文言を削除いただくことで、飼育者の避難行動につながるかと考えます。「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」の文言でもあるため難しいかもしれませんが、可能な限り検討をお願いします。	市町村の避難所運営マニュアル作成の参考となる「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」においては、避難所にはペット飼育者以外にも様々な人が集まることから、ペットと一緒に避難所等へ避難する同行避難を原則とし、地域防災計画においても同様の記載としています。 同伴避難等のペットを居住スペースに受け入れることができる体制整備について引き続き検討します。
5	【パブリックコメントの期間】 膨大な文章を熟読し意見を提出するのは2週間では厳しく、特に就労されている方は困難と思われます。次回からは鳥取県パブリックコメント実施要領に基づき1ヶ月で募集すべきです。	意見募集の期間設定について、内容をご確認いただく時間をできるだけ確保するよう努めます。

3 今後の予定

地域防災計画修正案については、11月頃に開催する鳥取県防災会議において審議いただく予定です。

「とっとり防災フェスタ2025」の開催結果について

令和7年10月6日
危機対策・情報課

県民の防災に関する意識の高揚を図ることを主目的として、「とっとり防災フェスタ2025」を開催しました。（平成20年度から開催、今回15回目）

鳥取県西部地震から25年の節目の年において、大規模地震を想定した総合防災訓練の他、自主防災組織等知事表彰や展示・体験ブース等、県民の参加型イベントとして実施しました。

1 日時・場所

9月20日（土）10時から15時まで（ウインズ米子）

2 参加機関・団体

鳥取県、西部9市町村、防災関係機関、指定地方行政機関、指定（地方）公共機関、その他団体等75機関・団体（約400人）。来場者は約9,000人。

3 実施内容

（1）総合防災訓練

現地合同調整所を設置し関係機関の総合調整や指揮・統制訓練を行ったほか、ドローンによる偵察や住民による初期消火・ポンプ操法訓練、警察・消防・自衛隊による倒壊家屋や事故車両からの救助訓練、ライフライン復旧や支援物資搬送の訓練、ドクターヘリによる傷病者の搬送訓練を実施した。

（2）啓発イベント

ア 展示・体験ブース

起震車やVRで地震体験、土砂災害防止の意識啓発パネル、携帯トイレの使い方紹介、災害時の食事作り体験、消防団のPR、ペットとの同行避難の紹介、災害時に活躍する車両の展示 など

イ ステージイベント

（ア）鳥取県自主防災組織等知事表彰式

【受賞団体】小鷲河地区自主防災会連絡協議会（鳥取市）、福米中学校区防災体験キャンプ実行委員会（米子市）、福生西6区防災会（米子市）、大谷自治公民館自主防災組織（倉吉市）

（イ）米子市少年消防クラブ活動報告

4 実施成果等

○多くの防災関係機関等の参加で、相互理解による連携強化が図られ、災害対応能力の向上が図られた。
特に、能登半島地震を踏まえ策定した鳥取県初動対処計画の実効性の確認や、官民で構成する実動部隊ドローン・レスキューユニットの参加企業による連携強化を図った。

○多くの方にご来場いただき、防災意識の向上及び自助・共助の重要性への認識向上に寄与した。若者の参画として、米子市少年消防クラブによる活動報告を行った。また、米子西高校の生徒に評価員として展示・体験ブースを観覧いただいた。

＜米子西高の生徒による評価（抜粋）＞

体験ブースが多くて良かった／大人から子どもまで楽しみながら学べる／普段出来ない貴重な体験ができた／子どもの来場が多く防災教育は広まっていると感じた／ブース間がせまかった／ など

○当日は地元ラジオ放送局によるライブ配信が行われた。今後、当日の様子を記録したダイジェスト動画を編集し、とっとり動画ちゃんねる（県公式YouTubeチャンネル）に掲載する。



展示・体験ブース



女性消防隊ポンプ操法訓練



ドクターヘリによる搬送訓練

関西広域連合と（一社）日本UAS産業振興協議会との 災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定締結について

令和7年10月6日
危機対策・情報課

関西広域連合・構成団体12府県市（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、鳥取県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）と一般社団法人日本UAS産業振興協議会は、災害時におけるドローンによる支援活動を連携して円滑に実施するため、「災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定」を締結しました。

1 協定概要

（１）協定締結日

令和7年10月1日（水）

（２）主な内容

ア 支援活動の内容

- ・ドローンによる調査、情報収集及び物資の運搬
- ・操縦者の派遣、機体の提供、許認可等の手続及び各機関とのドローンの調整
- ・映像等のデータの提供
- ・災害対策本部内での他機関との航空運用調整に関する支援 等

イ 支援活動の費用負担

- ・当該災害の直前における適正な価格を基準として協議の上決定し、原則として要請団体が負担

ウ 平時における協力体制

- ・日頃から情報の共有や、連絡会の開催、各種訓練への参加、その他防災に関する相互協力を積極的に進めるよう努める

※その他、支援要請手続、支援活動報告、損害補償、映像等の著作権等について記載

2 協定締結先

（１）団体名

一般社団法人日本UAS産業振興協議会（JUIDA）

理事長 鈴木 真二（東京大学 未来ビジョン研究センター 特任教授）

（２）主な事業

2014年7月の設立以来、日本の無人航空機（UAS）及び次世代移動体システム（AMS）の新たな産業・市場の創造支援と健全な発展への貢献を目的として活動

- ・安全ガイドラインの策定と管理
- ・操縦者の養成と資格認定
- ・調査研究、海外視察団の企画、イベント・セミナーの企画開催 等

3 協定締結先への要請内容（想定）

本県が編成しているドローン・レスキューユニット間の連携や活動調整 等

4 参考（ドローン・レスキューユニットについて）

（１）概要

企業ユニット：12企業・団体、県ユニット：6隊（県土整備部・農林水産部）で編成

（２）令和7年度の主な取組状況

ア 防災フェスタ2025（9月20日、米子市）

- ・倒壊家屋・事故車両からの救助に係る映像の情報収集
（学校法人柳心学園、株式会社タイヨー通信、O・F・T合同会社）

イ 物資運搬訓練（7月1日、琴浦町） ※右写真のとおり

- ・本県が無償貸付した物資運搬ドローンの運用訓練
（一般社団法人日本ドローン海岸漂着ごみ回収事業推進協会、
北溟産業株式会社、株式会社 skyer）



物資運搬訓練

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）
の修正案に係る意見募集結果について

令和 7 年 1 0 月 6 日
原 子 力 安 全 対 策 課

原子力防災訓練の教訓や県の取組、国の防災基本計画や原子力災害対策指針の改正等を反映した鳥取県地域
防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案について、
県民へのパブリックコメントを実施したところ、次のとおりでしたので報告します。

- 1 意見募集の期間 9月17日（水）から10月1日（水）まで
- 2 実施方法 県ホームページ、県庁県民室や各総合事務所等の県関係機関及び市町村役場窓口等に
て意見募集
- 3 意見総数 35 件（5 名）
- 4 主な意見等の内容と意見に対する県の考え方

意見等の内容(要旨)	意見に対する県の考え方
屋内退避に関すること	
家屋の倒壊、道路の崩壊となると屋内退避はできず、避難所も倒壊していることも考えられる。避難所の収容人数は限られていて多くの人が避難することはできない。	状況に応じて自衛隊等の実動機関の協力も得ながら対応します。
生活の維持に必要な一時的な外出をすると被ばくする。	
屋内での放射線量が屋外より高くなると、屋内退避の結果被ばくする。	
被ばくの可能性のある環境下で緊急事態応急対策に従事する者に含まれる職種をすべて明記すべき。	
原発関係労働者以外は、本来被ばくの可能性のある環境下で緊急事態応急対策に従事することを強要すべきではない。	
複合災害対策に関すること	
地震火災との複合災害により屋内退避が困難になった場合には、放射性物質が降下する中で、グラウンドや公園等に避難しとどまることは、より被爆することになる。また、気象警報発表時や、地震、津波、大雪・台風等がほぼ同時期に発生した条件でも避難可能な対策を策定すべきである。	複合災害時には、まずは人命の安全確保を最優先することを原則としており、状況に応じて自衛隊等の実動機関の協力も得ながら対応します。
武力攻撃への対応	
弾道ミサイル及び航空攻撃以外の潜水艦を使って上陸したゲリラ攻撃対応の記述がない。重装備している特殊工作員には、現状の原発警備では太刀打ちできない。原発の破壊によるメルトダウン・爆破などで大量の放射性物質放出が懸念される。	武力攻撃事態等が認定された場合は、国民保護計画に基づき対応します。
避難行動要支援者	
要配慮者の入所している社会福祉施設・医療施設などの各施設では、避難計画を作成することになっているが、原発事故の進展状況が不明なため、実効性のある計画にすることは困難である。インフラ・医療品やスタッフなどが整っていないと、屋内退避も避難も困難。	病院や福祉施設が作成している避難計画により対応します。避難行動要支援者の個別避難計画の策定も進められており、原子力防災訓練などの機会を通じて実効性向上を図ります。
安定ヨウ素剤の事前配布	
安定ヨウ素剤については、乳幼児・子どもなどを中心に事前配布を基本としておく必要がある。	安定ヨウ素剤の事前配布を希望される住民の方に対し、通年配布や事前配布説明会による事前配布に加え、今年度から郵送による配布を開始しました。

※その他の御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。なお、いただいた個別の御意見に対する県の考え方は当課ホームページに掲載します。

5 今後の予定

地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案については、11 月頃に開催する鳥取県防災会議において審議いただく予定です。

人形峠環境技術センターの加工事業に係る廃止措置計画の変更申請について

令和 7 年 1 0 月 6 日
原子力安全対策課

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（以下、「人形峠環境技術センター」という。所在地：岡山県苫田郡鏡野町）では、ウラン濃縮試験の終了等に伴い、核燃料物質の加工施設の廃止措置を進めていますが、このたびこの廃止措置に必要な設備等を新增設する廃止措置計画変更について、県及び三朝町に対して、人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定（以下「協定」という。）に基づく報告がありました。

1 報告の内容

廃止措置を進めている加工施設（ウラン濃縮原型プラント）において、廃止措置の一環である貯蔵している六フッ化ウランの譲渡しに係る設備を新增設するとして、原子力規制委員会に対して、令和 3 年 1 月に認可された加工施設の廃止措置計画の変更申請を行う。

- ・貯蔵容器から輸送容器への詰め替えを行う設備
- ・詰め替え後の空の貯蔵容器を洗浄する設備
- ・詰め替え後の輸送容器等を一時的に保管する建物（加工施設の敷地内に設置）

※ウラン濃縮原型プラントとは、ウラン濃縮の実用化の研究開発を目的に濃縮ウランの試験生産を行ってきた施設であり、当初の目的を達成したとして平成 13 年をもって運転を終了。

※人形峠環境技術センターでは、濃縮ウランを作ったあとに残った、核分裂しにくい「六フッ化ウラン(劣化ウラン)」を約 2,700 トン貯蔵。廃止措置完了までに全量譲渡しを行う必要がある。

■ 加工施設の廃止措置計画(R3. 1. 20 認可)の概要

- ・ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫等の設備の解体撤去を 2 段階で実施し、約 20 年間(R2～22)で廃止措置を完了する予定である。
- ・核燃料物質（六フッ化ウラン）の譲渡し、放射性廃棄物の廃棄等、計画認可時点で明確にできない事項については、明確化した時点で変更認可申請を行う。
- ・解体費用は 55 億円の見込み。

2 県への報告

- (1) 日 時 9 月 26 日（金）午後 4 時 30 分～4 時 40 分 ※同日に三朝町へも報告。
(2) 報告者 人形峠環境技術センター 副所長 中村 芳信 他
(3) 対応者 鳥取県危機管理部長 浜田 定則

3 県の対応

- ・報告に対して、三朝町との連名で、協定に基づく意見を留保する旨を通知。
- ・今後、原子力規制委員会による変更認可申請の審査結果を確認した上で、原子力安全顧問及び三朝町からの意見を聴取し、意見を提出する予定。

■ 人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定（平成 30 年 12 月 25 日締結）

（甲：鳥取県、乙：三朝町、丙：日本原子力研究開発機構）
（新增設計画）

第 5 条 丙は、施設の新増設を計画し、又はその計画を変更しようとするときは、甲及び乙に報告するものとする。

2 甲及び乙は前項に関し意見のあるときは、丙に対して意見を述べるができるものとする。

3 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。